

第5節 緊急輸送体制の整備

関係機関	公民協働推進室、都市整備室、土木維持管理室、近畿地方整備局、鳳土木事務所、西日本高速道路(株)
------	---

市は、災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、鉄道等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

(1) 広域緊急交通路

府は、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、府県間を連絡する主要道路、府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点などを連絡する主要道路、各市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要道路を広域緊急交通路（重点路線：国道26号、大阪和泉南線 その他の路線：国道170号、泉大津美原線、国道480号、富田林泉大津線、三林岡山線、市道伯太2号線 自動車専用路線：阪和自動車道、堺泉北道）として選定している。

(2) 地域緊急交通路の選定

市は、府選定の広域緊急交通路と、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター（和泉市立総合医療センター）、災害医療協力病院及び避難所などを連絡する道路を市の地域緊急交通路として選定する。

本市の定めた地域緊急交通路は、資料編に掲載のとおりである。

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

市は、市の緊急交通路と選定した市道の拡幅、耐震強化の整備を推進するとともに、他の道路管理者に対し当該道路の耐震強化等の整備の推進を要請し、効率的な緊急輸送ネットワークの整備に努める。

3 災害時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から広報紙等を活用し住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 緊急通行車両の事前届出

防災関係機関は、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、「緊急通行車両の事前届出」を和泉警察署（交通課）に対して行い、災害時における緊急輸送体制に整備を図る。

6 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、府及び道路管理者と協議のうえ、物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

7 備品等の整備

通行禁止等を示す看板やカラーコーン等、必要な備品の整備に努める。

8 道路障害物除去対策の検討

障害物を除去する道路の優先順位及び除去方法について検討する。

第2 航空輸送体制の整備

1 市は、負傷者や物資等の緊急輸送に際して陸上輸送の補完並びに自衛隊等の応援の受入れを迅速に行うため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、府に報告するとともに、臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、整備を推進する。

2 市は災害時に他府県等（自衛隊・警察・消防等）からのヘリコプターによる迅速且つ正確な救助・支援活動を実現するため、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

本市の災害時用臨時ヘリポートは資料編に掲載のとおりである。

第3 輸送手段の確保

市は、災害応急対策に使用する車両で、民間事業者等から調達する必要があるものについて、あらかじめ輸送協定を締結し「緊急通行車両事前届出」を行う。

- | | | |
|-----|---------|------------------|
| 資料編 | ○ 2-1-2 | 地域緊急交通路一覧 |
| | ○ 2-1-3 | 災害時用臨時ヘリポート一覧 |
| | ○ 2-1-4 | 災害時用臨時ヘリポートの選定基準 |